

警 視 庁 刑 事 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 方 面 本 部 長
(参 考 送 付 先)

警察庁丁捜二発第 1 1 号
平成 1 3 年 4 月 1 日
警察庁刑事局捜査第二課長

各管区警察局広域調整部長

告訴・告発の受理及び処理の報告について

告訴・告発の受理、処理状況については、各都道府県警察において管理されているところであるが、昨年来、告訴・告発に係る相談や受理件数が急増している状況にかんがみ、当課においてその管理実態を把握するため、告訴・告発の受理及び処理の報告要領を下記のとおり定めたので、各都道府県警察にあっては、これにより報告されたい。

記

1 報告事項

- (1) 平成 1 3 年 3 月末現在で未処理となっている告訴・告発事件
- (2) 平成 1 3 年 4 月以降に受理した告訴・告発事件
- (3) 上記(1)、(2)で報告した告訴・告発事件のうち、処理した告訴・告発事件
- (4) 上記(3)で報告した告訴・告発事件の処分結果

2 報告要領

- (1) 上記 1 の(1)に該当する事件
別添ファイルの各項目
- (2) 上記 1 の(2)に該当する事件
月報とし、上記(1)の各項目
- (3) 上記 1 の(3)に該当する事件
事件送致(付)した告訴・告発事件については、受理報告ファイルの「送致(付)」欄の各項目
- (4) 上記 1 の(4)の処分結果
事件送致(付)した告訴・告発事件については、その処分結果が判明した時点で受理報告ファイルの「処分結果」欄の各項目

3 報告期限

平成 1 3 年 3 月末現在で未処理となっている告訴・告発事件については、同

4月5日、同4月1日以降の報告案件については、翌月5日までを報告期限とする。

4 その他

なお、本報告は管理実態把握に資するためのものであり、社会的反響が大きいと認められる告訴・告発事件については受理後速やかに報告することはもちろんのこと、必要に応じて受理前の相談段階から報告することにも配意願いたい。